

平成28年2月12日

各 位

会 社 名 ラクオリア創薬株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 谷 直 樹  
(コード番号：4579)  
問 合 せ 先 常務執行役員 河田 喜一郎  
(TEL. 052-446-6100)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年3月30日開催予定の当社第8期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第30条第2項のとおり変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第39条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第8条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月30日
定款変更の効力発生日	平成28年3月30日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市中村区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第19条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第1条～第2条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;削除&gt;</p> <p>第8条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>3 &lt;現行どおり&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第23条～第24条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役<u>の全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第26条      ＜条文省略＞</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条      ＜条文省略＞</p> <p>（報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">（<u>重要な業務執行の決定の委任</u>）</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条      ＜現行どおり＞</p> <p>（取締役会の議事録）</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条      ＜現行どおり＞</p> <p>（報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条      ＜現行どおり＞</p> <p>2 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(員数)</u></p>	
<p><u>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p>	
<p><u>第34条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center">&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第41条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の監査役の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>2 当会社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	(監査等委員会の決議方法)
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第42条～第45条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第35条～第38条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年6月30日を基準日として中間配当 をすることができる。</u></p> <p>第<u>48</u>条      &lt;条文省略&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第<u>41</u>条      &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第8期定時株主総会終結前の 行為に関する会社法第423条第1項所定の <u>監査役の損害賠償責任を、法令の限度にお いて、取締役会の決議によって免除するこ とができる。</u></p>